

検査証明書で産地を台湾とするピーマン種子から ToMMV が検出された事例に伴う対応について（続報）

1. 経緯

- (1) 本年2月、過去に台湾が発給した検査証明書で産地を台湾と記載されたピーマン種子を輸入した種苗業者から、保管中の当該種子を検定したところ、Tomato mottle mosaic virus (ToMMV：本年4月28日付け改正により、植物防疫法施行規則（以下「規則」という。）別表2の2（輸出国での精密検定実施）の41項に追加）が検出された旨の情報提供。
- (2) 同月末、当該種子を植物防疫所で検定した結果、ToMMV を検出。
- (3) 3月上旬に台北駐日経済文化代表処と打合せを行い、検出事例について説明するとともに、3月16日付け日本側書簡により、当該事例を踏まえ ToMMV に対する輸出時の精密検定の実施を求める方針であることを通知。
- (4) 4月20日付け書簡にて、台湾側は調査の結果、当該種子の原産地は台湾ではなくベトナム及びミャンマーであること、再発防止のために検査証明書に記載する原産地の確認を強化すること等を報告

2. 緊急の暫定措置

検査証明書を添付し、台湾から輸入されたピーマン種子から ToMMV が検出された事例があったため、台湾側と侵入防止措置について調整を行ってきたところ。

- (1) 台湾側での調査の結果、当該種子が台湾産ではなくベトナム及びミャンマー産であったことが示されたことから、本病害の侵入を防止するため、両国からの宿主植物種子に対し、暫定的な措置として輸入検査で本病害を対象に精密検定を行う。

① 対象植物

貨物、郵便物、携帯品としてベトナム及びミャンマーから輸入される、規則別表2の2の41項に掲げる植物の種子

② 対応を行う期間

令和3年5月27日から当面の間

③ 遺伝子検定

次の数量について、当該検疫有害植物を対象とした遺伝子検定の実施

対象検疫有害植物	検定数量
<i>Tomato mottle mosaic virus</i>	400 粒

(2) 台湾側で再発防止に向け実施される、検査証明書に記載する原産地の確認の強化について、適切に再発防止が図られたことが確認されるまでの間、本病害の侵入を防止するため、同地域からの宿主植物種子に対し、暫定的な措置として行う輸入検査での本病害を対象とした精密検定を継続する。